

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

表面

車名 Maker of the vehicle		決裁(課長)	課長補佐	係長	受付(係)
形状 Type of Body	1 箱型(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()				
車台番号 Serial No.		自動車損害賠償責任保険 Car Insurance			
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()	保険会社名 Name of Co.			
		証明書番号 Voucher No.			
運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To)※発着主要経路の地点名を記入してください。	保険期間 Insurannce Period	自(From) 令和 年 月 日		
			至(To) 令和 年 月 日		
運行の期間 Service period	※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)	備 考			

令和 年 月 日

申請人	住所 Applicant's Address	
	氏名又は名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(代表者) 電話(Tel) ()
	業 種 Type of industry	1 販売業(Sales) 2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入 氏名 住所

番号標番号	鹿兒島	—	与論	枚数	1・2
許可番号	第	—	号		
許可年月日		令和	年	月	日
有効期間	～	令和	年	月	日
返納期限		令和	年	月	日
必要書類	☐ 車検証 ☐ 自賠責保険証 ☐ 本人確認書類 ☐ 申請手数料				
返納確認日	令和	年	月	日	確認者印

3. 来庁者の本人確認ができる書類(自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等)

◎臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

1. 申請自動車の同一性の確認のための書類(自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など)
2. 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む)
3. 申請人または来庁者の住所が確認できるもの(自動車運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証など)

◎申請書記載方法

1. 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入してください。
2. 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
3. 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
4. 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
5. 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください(例 与論港 → ○○整備工場)。町内等ばく然とした地域を記入したものや、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
6. 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入)してください。

◎臨時運行許可を受けた者の遵守事項

1. 自賠責保険(共済)証明書を携帯すること。
2. 臨時運行許可は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
3. 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面であって、番号標の識別に支障が生じない位置、方法にて脱落しないように確実に取り付け、表示すること。ただし、二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので、後面1枚のみの表示でよい。
4. 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難のおそれのないように留意すること。
5. 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し、紛失防止に努めること。
6. 許可の有効期間が満了したときは、許可証及び番号標を速やか(その日から5日以内)に返納すること。
7. 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該番号標を使用しないこと。
8. 万一、許可証及び番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた行政庁に連絡し、指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出ること。
9. 許可を受けた目的以外で使用しないこと。

◎注意事項

1. 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます(道路運送車両法第107条)。
2. 許可証、番号標の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科せられます(道路運送車両法第108条)。
3. 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
4. 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。